

ひろしま建築学生チャレンジコンペ2023 質問回答[R5.8.21]

No	質問内容(件名)	質問内容	回答	回答日
1	図面に用いる敷地平面図について	図面に用いる敷地平面図は、現況の計画敷地あるいは建て替え後のどちらに基づいたものを使用すればよろしいでしょうか？	敷地は開発・造成等を行わない予定です。敷地の高低差は現状のままです。ただし、現況の敷地の高低差は考慮せず、平坦な敷地に建てるものと仮定して設計してください。また、特定の位置にとられない提案とするため、配置図等により計画敷地内のどこに設計されているものかを図示する必要はありません。	R5.7.25
2	敷地平面図の準備について	敷地平面図は自身で寸法を把握し作成する形になるのでしょうか？	質問1のとおり配置図等により計画敷地内のどこに設計されているものかを図示する必要はありません。ついで敷地全体の寸法等を全て正確に把握し表現する必要はありませんが、敷地のおおよその寸法については実施要領16ページ「計画敷地図」におおよその寸法を追記しましたので参考にしてください。	R5.7.25
3	担当教員について	教員が2グループ以上の担当をしても良いでしょうか。	2つ以上のグループを担当しても差し支えありません。	R5.7.25
4	担当教員について	ゼミ内で4つのグループを作って応募しようと思っているのですがその際指導教員は4グループとも同じ先生で大丈夫でしょうか。	質問3のとおり、兼任しても差し支えありません。	R5.7.26
5	住民について	県営住宅に住んでいる方、その周辺に住んでいる方の家族形態や年齢などについて詳しく教えてください。	県営住宅の入居者について、【参考資料】県営向ヶ丘住宅入居者情報のとおりです。その周辺の住民については分かりかねます。	R5.8.21
6	住棟について	15.16号棟も建て替えと記載されてるのですが、住棟の配置は既存のままでしょうか？住棟の配置も提案する形がよいのでしょうか？	住棟の配置は棟数も含めてプロポーザルによって提案される予定です。住棟の配置を提案する必要はありません。	R5.8.21
7	案の変更について	提案した集会所の案が選ばれた後に、周辺の住棟配置の計画によって大幅に案が変更される可能性はあるのでしょうか？選定された集会所の案を優先して周辺の住棟や駐車場が計画されていくのでしょうか？	集会所の提案は、場合によっては見直しが必要となることがあります。周辺の住棟や駐車場の計画は、公募型プロポーザルによって選定する予定の設計者による基本・実施設計において決めるものとします。	R5.8.21
8	集会所の管理について	集会所は施錠できるような状態にするべきでしょうか。	施錠するようにしてください。	R5.8.21
9	屋上について	木造の平屋建てということですが、屋上にのぼれるようにすることは問題ないでしょうか	原則、屋上を利用することは、安全上及び管理上の観点から想定していません。	R5.8.21
10	設計条件について	建物を計画する際、分棟にするのは可能でしょうか。	1棟で計画してください。	R5.8.21

11	集会所の使い方について	集会所の今までの使い方や、建て替え後はどのように使うことを想定していますか。また建て替え後の使い方まで計画することは可能でしょうか。	自治会の総会や入居者の親睦を図るための集会の場として使用しています。建替後においても同様の使い方は、必須としてください。なお、使い方を提案することは可能ですが、入居者の親睦を目的とした使い方とってください。	R5.8.21
12	設計条件について	高さ制限はありますか。	法的な制限については、配置計画により決まるため、設計時において検討します。今回の設計条件としての高さ制限はありませんが、コスト面に十分配慮してください。	R5.8.21
13	県営住宅の居住者について	今回の敷地である県営向ヶ丘住宅の現在の住居者数、年齢層を教えてくださいたいです。	質問5のとおりです。	R5.8.21
14	活用方法について	集会所の活用方法の1つとして、内部で小さな店舗であったり、無人販売所、カフェ等の提案は可能でしょうか。	集会所は入居者のための施設であるため、不可としています。	R5.8.21
15	所用室以外の室の設計について	要項に所用室は集会室、便所、倉庫・物置、その他と記載されていますが、提案するにあたって、更に他の機能を持った室が必要であると考えた場合、設計することは可能でしょうか。	必要なスペースの提案は可能ですが、設計条件の面積と使い勝手に配慮してください。	R5.8.21
16	既存集会所について	既存集会所の図面を公開していただくことはできませんでしょうか。可能な場合、既存集会所の平面図、断面図、立面図のすべてまたはいずれかの公開をお願いいたします。	既存の集会所は住宅を集会所として改修しており、集会所としての図面がないため、お示しできません。	R5.8.21
17	設計と条件について	実施要領の6ページ、(2)設計と条件(ウ)所要室にある「集会室 ミニキッチン2m2程度を含む 約 70 m2」についての質問です。集会室70m2はひとまとまりか、いくつかに分かれたものなのか希望はございますでしょうか。	自治会の総会などを開催しやすいよう、一室を想定しています。	R5.8.21
18	集会所の利用方法について	これまでの集会所はいつ、誰が、どのような目的と頻度で利用していましたか？また、一度の集会でのおおよその利用人数も教えてくださいたいです。	入居者が、自治会の総会や入居者の親睦を図るための集会の場として利用しています。利用人数は定まっておきませんので、設計と条件の建物概要、所要室の概要を参考にしてください。	R5.8.21
19	施錠について	集会所の中で施錠が必要な箇所はありますか？常に誰でも利用できるという前提で設計を進めてもよろしいでしょうか？	外部からアクセスできる扉は施錠できるよう計画してください。安全上及び管理上の観点から、常に誰でも利用できる状態にすることはできません。	R5.8.21
20	住棟について	現在住棟に住んでいる方が多くはない現状の中で、これから計画する棟の住戸数は幾つに計画されていますか？小さくなる想定でしょうか？小さくなる場合駐車場数が減るなどもあって集会所の計画できる場所が基本的には大きくなるとふんで考えていいのでしょうか？	建替え後の住戸数は計画中であるためお示しできません。集会所の建物規模等は設計条件に示すとおりです。外構を含めた集会所の配置計画は設計において決定するため、本コンペにおいては集会所の配置計画は示さず、任意の位置に計画してください。	R5.8.21
21	住棟について	住棟のプロポーザルの概要などは提出までに共有されますか？	設計者はプロポーザルにより今年度内に選定する予定です。プロポーザルの募集公告は提出後に行う予定となっております。	R5.8.21
22	構造について	木造との記載がありますが、混構造での提案は可能でしょうか	木造とってください。	R5.8.21
23	集会所の現在の具体的な使い方について	現在の集会所ではどういった活動又は使い方をされているのか、どのような人が何人程度で利用しているのか教えていただけませんか。	質問11のとおりです。	R5.8.21
24	便所の使い方について	便所は集会所を使用する時以外(例えば常時開放)にも使えるように設計するべきでしょうか	集会所内に設置し、内部からのみアクセスできる計画とってください。	R5.8.21

25	倉庫・物置の使い方について	この倉庫は外部から直接アクセスできるようにするべきでしょうか	倉庫は、主に集会所の内部で使用する備品を想定しており、内部からのみアクセスできる計画としてください。	R5.8.21
----	---------------	--------------------------------	--	---------